

大阪府北部を震源とする地震による被害情報(第5報)

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。
※下線部は、前回からの変更箇所。

1. 地震情報(気象庁情報)

- 発生日時 : 平成30年6月18日(月)7時58分
- 震源(暫定値) : 大阪府北部(北緯34.5度、東経135.37度)、深さ約13km
- 地震規模(暫定値) : マグニチュード6.1

2. 文部科学省関係の被害情報(6月20日12時00分時点)

(1) 人的被害(児童生徒等) ※自宅での負傷も含む。

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育・文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
大阪府					47	2	1		14	1																			61	3	1	
計					47	2	1		14	1																			61	3	1	
1府					幼小	1	18	1	中高	3	2	2																				
					中高	18	2		大学	1																						
					高特別	8	2		専各	6	1																					

・大阪府高槻市立寿栄(じゅえい)小学校で、女子児童が倒壊したプールの塀に挟まれて、死亡。

(2) 人的被害(教職員等)

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育・文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
大阪府	3												1																4			
計	3												1																4			
1府	大学	3																														

(3) 物的被害

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育・文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計						
滋賀県		9		1			10						
京都府	3	114	11	14	16	1	159						
大阪府	3	330	201	77	27		638						
兵庫県	1	92	2		6		101						
奈良県		46	2	2	3		53						
計	7	591	216	94	52	1	961						
5府県	大学	6	幼小	27	幼小	72	社教	52	国宝(建)	3	独法	1	
	共同	1	小	290	小	5	青少	7	重文(建)	22			
			中	152	中	24	社体	35	登録(建)	9			
			義務	1	高	43	ほか		国宝(美)	1			
			高	95	高	43			重文(美)	3			
			特別	22	大学	7			特史	1			
			大学	3	短大	3			史跡	7			
			ほか	1	専各	62			名勝	2			
									登録(記)	2			
									伝建	1			
									ほか	1			

・主な被害状況: 校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水 等

(4) 休校・短縮授業となっている学校等 ※6月20日の状況。大雨警報により休校・短縮授業となっている学校等の数も含む。

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
京都府							3						3	
大阪府			99	105	1		38						138	105
計			99	105	1		41						141	105
2府			小 中 高 特別	59 27 11 2	73 32	高 1	社 体 41							

(5) 避難所となっている学校等 ※6月20日の状況

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育・文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
大阪府				9			9
計				9			9
1府				社 体 9			

3. 文部科学省等の対応

<文部科学省>

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:施設企画課長)を設置。(6月18日8時21分)
- ・大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県教育委員会に対し、防災態勢の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すよう要請。(6月18日)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会(臨時会)を開催。(6月18日)
- ・大阪府北部を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議に施設企画課長が出席。(6月18日)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長:官房長)を設置。(6月18日17時00分)
- ・大阪府北部を震源とする地震に係る関係閣僚会議に文部科学大臣が出席。(6月18日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、事前着工の着手等について、関係教育委員会宛に事務連絡を发出。(6月18日)
- ・文教施設の被害情報を収集するため、大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻の真田靖士(さなだやすし)准教授及び文部科学省職員2名を派遣。(6月19日)
- ・学校におけるブロック塀等の安全点検等について取組を促す通知を、各都道府県教育委員会等宛に发出。(6月19日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・災害関連情報を集約したクライシスレスポンスサイトを開設。(6月18日)
 - －「災害情報集約報(第1報)」を公開。(6月18日)
 - －「J-RISQによる面的推定震度分布のマップ」を公開。(6月18日)
 - －「参考 防災科研 SIP 地震被害推定システムによる建物被害推定」を公開(6月18日)
 - －「解説 平成30年(2018年)6月18日 大阪府北部の地震の観測・解析結果」を公開(6月18日)
 - －「土砂災害・浸水発生危険度マップ」を公開(6月19日)
 - －「災害情報集約報」に「ライフライン」情報等を追加し、「災害情報リンク集」として拡充(6月19日)
- ・政府・自治体対応に関する支援および調査のために大阪府災害対策本部へ5名派遣。(6月18日～)
- ・現地に3名派遣予定。(6月21日、6月26日)

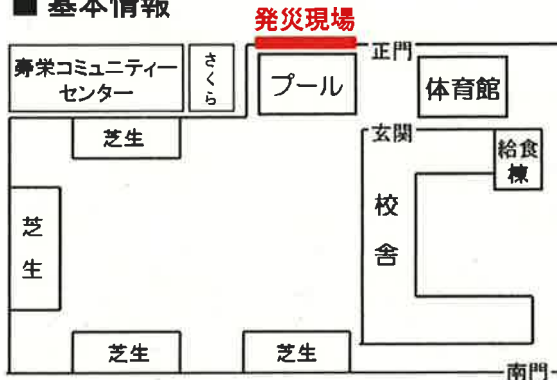
4. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等と連携を密にしつつ、被害状況の収集等に努める。

大阪府北部を震源とする地震による被災状況

○高槻市立寿栄小学校

■ 基本情報



施設名称：高槻市立寿栄小学校
住所：高槻市栄町三丁目1番2号

校地	17217㎡
校舎敷地	9000㎡
体育館	763㎡
運動場	8217㎡
プール	1063㎡

学校設置年：昭和49年
児童数：338名
学級数：17クラス

出典：高槻市立寿栄小学校HP

■ 発災前



全景

出典：Google マップ

■ 発災後①



全景

■ 発災後②



崩壊部（基礎側）

■ 発災後③



崩壊部（コンクリートブロック側）

大阪府北部を震源とする地震による被災状況

○高槻市立柳川小学校



外壁クラック



外壁クラック



柱脚部クラック



給水管破損

○大阪府立牧野高等学校



体育館照明器具（水銀灯）



照明器具破片（水銀灯）



30文科施第112号
平成30年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
平井 明



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道



(印影印刷)

学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では従来から、「学校施設の維持管理の徹底について」（平成27年10月30日通知）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

つきましては、各学校設置者におかれては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いします。

また、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県知事及び各

指定都市市長においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、追って近日中に、各学校設置者における取組に関する進捗状況を調査する予定であることを申し添えます。

<本件に関する問い合わせ先>

(学校におけるブロック塀の安全点検に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室施設防災企画係
TEL：03-5253-4111（内線2235、3184）

(登下校時の安全に関すること)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課防災教育係
TEL：03-5253-4111（内線2670）

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。